

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親子法人等が発行する株券等の引受けに関する留意事項 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>引受主幹事会社における利益相反管理体制の整備については、必要に応じ、IV-1-3を参照するものとする。</u></p> <p>④ <u>独立引受幹事会社は、引受主幹事会社である当該証券会社等が行う引受審査の内容や発行価格等の妥当性の確認について、実効性・客観性が確保されていることの重要性を踏まえ、当該引受けに係る発行価格の決定に適切に関与していること。また、当該引受審査の内容や発行価格等の妥当性に関する事後的な検証が可能になるよう、当該独立引受幹事会社において適切に引受審査に係る記録を作成・保存していること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親子法人等が発行する株券等の引受けに関する留意事項 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>